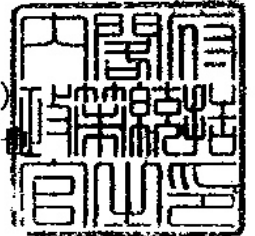


行政文書開示決定等通知書

特定非営利活動法人 OurPlanetTV
代表理事 白石 草 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
山本 哲也



平成31年1月31日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記2のとおり開示するとともに、法第8条の規定に基づき、下記4のとおり行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することとしましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会ヒアリング状況一覧（平成23年）」、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会ヒアリング状況一覧（平成24年）」および、内堀雅雄副知事（当時）の政府事故調査委員会ヒアリング記録

2 開示する行政文書の名称

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会ヒアリング状況一覧（平成23年）」、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会ヒアリング状況一覧（平成24年）」（以下、それぞれ「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」という。）

3 本件対象文書1及び本件対象文書2について不開示とした部分及びその理由

（1）本件対象文書1の整理番号30の行に記載されている不開示部分（以下「本件不開示部分1」という。）について

ア 本件対象文書1及び本件対象文書2は、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「委員会」という。）が、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）の原因等を究明するための調査及び検証の一環として作成されたものであり、本件不開示部分1は、国の機関である委員会の内部における「検討又は協議に関する情報」（法第5条第5号）に該当する。

本件不開示部分1を公にすると、特定の人物にヒアリングが実施されなかった事実が明らかになり、当該人物と本件事故との具体的関係及び当該人物がヒ

アリング対象者とされた理由、また、ヒアリングが実施されなかった経緯等について、一般国民に事実と異なる憶測に基づく認識を生じさせるなどして、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、そのような憶測、認識の結果、当該人物がその居住地等における嫌がらせや報道関係者等による過度な取材等を受けるなど、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

イ また、本件不開示部分 1 を公にすると、国の機関が行う同種の重大事故調査に関する事務において、検討段階の情報が開示されることによる上記アのようなおそれを想定しつつ、調査対象者や調査方法を検討する必要があることになる結果、将来、国の機関が行う重大事故の調査に支障を来し、ひいては、その原因究明及び再発防止策の策定等という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件不開示部分 1 は、法第 5 条第 5 号及び同条第 6 号柱書き所定の不開示情報に該当する。

- (2) 本件対象文書 1 の整理番号 4 7 7 の「ヒアリング内容」欄に記載されている不開示部分（以下「本件不開示部分 2」という。）及び本件対象文書 2 の整理番号 7 6 6 の「ヒアリング内容」欄に記載されている不開示部分（以下「本件不開示部分 3」という。）について

ア 上記（1）アのとおり、本件不開示部分 2 及び 3 は、委員会内部における検討又は協議に関する情報であることから、これを公にした場合、特定のヒアリング項目に係る被聴取者と本件事故との具体的関わりや、特定のヒアリング項目に係る被聴取者のヒアリング内容等について、一般国民に事実と異なる憶測に基づく認識を生じさせるなどして、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、そのような憶測、認識の結果、当該人物がその居住地等における嫌がらせや報道関係者等による過度な取材等を受けるなど、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

イ また、上記（1）イのとおり、本件不開示部分 2 及び 3 を公にすると、国の機関が行う同種の重大事故調査に関する事務において、検討段階の情報が開示されることによる上記アのようなおそれを想定しつつ、調査対象者や調査方法を検討する必要があることになる結果、将来、国の機関が行う重大事故の調査に支障を来し、ひいては、その原因究明及び再発防止策の策定等という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件不開示部分 2 及び 3 は、法第 5 条第 5 号及び同条第 6 号柱書き所定の不開示情報に該当する。

- (3) 本件対象文書 2 の整理番号 5 5 2 の「被聴取者」欄に記載されている不開示部分（以下「本件不開示部分 4」という。）について

ア 本件不開示部分 4 には、ヒアリングを実施された被聴取者の立場や氏名が具体的に記載されているところ、上記（1）アのとおり、本件不開示部分 4 は、委員会内部における検討又は協議に関する情報であり、これを公にした場合、当該人物が、本件事故の関係者として嫌がらせを受けたり、報道関係者等による過度な取材等を受けるなど、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

イ また、上記（1）イのとおり、本件不開示部分 4 を公にすると、国の機関が行う同種の重大事故調査に関する事務において、調査方法等に関する検討段階の情報が開示されることによる上記アのようなおそれを想定しつつ、調査

対象者や調査方法を検討する必要があることになる結果、将来、国の機関が行う重大事故の調査に支障を来し、ひいては、その原因究明及び再発防止策の策定等という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件不開示部分4は、法第5条第5号及び同条第6号柱書き所定の不開示情報に該当する。

(4) 上記(1)ないし(3)以外の不開示部分(以下「本件不開示部分5」という。)について

ア 委員会によるヒアリングは、本件事故の調査結果を取りまとめた報告書にその内容等を慎重に吟味した上で要点を引用するような場合を除き、当該ヒアリングの結果を公にしないこと、ヒアリングの結果を責任追及のために使用しないことを前提に、関係者の任意の協力を得て非公開で行われたものである(以下「本件ヒアリング方針」という。)

本件不開示部分5に記載されている情報は、本件ヒアリング方針を前提とした委員会によるヒアリングが実施された被聴取者の立場、氏名に関する情報、被聴取者やヒアリングの内容が推知される情報であるところ、これらの情報を被聴取者の意思に反して公にした場合、本件事故の関係者はもとより、国民一般との関係においても、外部への非公開等を前提とする国の調査手法に対する信頼が失われ、将来、国の機関が重大事故の調査において外部への非公開等を前提とするヒアリング方針を採ったとしても、ヒアリングの結果が自己の意思に反して外部に開示され、責任追及等に利用されることをおそれ、関係者があるのままでの事実を供述することをちゅうちょすることはもとより、ヒアリングに応じること自体を拒否することも十分に考えられる。そのような場合、将来、国の機関が行う重大事故の調査に支障を来し、ひいては、その原因究明及び再発防止策の策定等という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ また、上記(1)アのとおり、本件不開示部分5は、委員会内部における検討又は協議に関する情報であることから、これを公にした場合、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、被聴取者が、その居住地域等における嫌がらせや報道関係者等による過度な取材等を受けるなど、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

加えて、上記(1)イのとおり、本件不開示部分5を公にすると、国の機関が行う同種の重大事故調査に関する事務において、調査方法等に関する検討段階の情報が開示されることによる上記のようなおそれを想定しつつ、調査対象者や調査方法を検討する必要があることになる結果、将来、国の機関が行う重大事故の調査に支障を来し、ひいては、その原因究明及び再発防止策の策定等という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件不開示部分5は法第5条第5号及び同条第6号柱書き所定の不開示情報に該当する。

4 内堀雅雄副知事(当時)の政府事故調査委員会ヒアリング記録(以下「本件対象文書3」という。)について存否応答拒否とした理由

本件対象文書3は、委員会によるヒアリングの対象者であったか否かが公にされていない特定人物のヒアリング記録であるところ、委員会のヒアリングは、本件ヒアリング方針を前提に、関係者の任意の協力を得て非公開で行われたものであり、特定の人物がヒアリングの対象者であったか否かという事実自体も、本人の同意を

得て、ヒアリングの結果である聴取結果書が公開されるなどといった特段の事情がない限り非公表としている。

そして、仮に、本請求に対して開示又は不開示の決定を行うことで本件対象文書3の存否が明らかになることにより、本人の意思に反して委員会によるヒアリングの対象者であったという情報を開示する結果となった場合には、当該人物はもとより、国民一般との関係においても、本件ヒアリング方針のような外部への非公開等を前提とする国の調査手法に対する信頼が失われ、将来、国の機関が重大事故の調査において外部への非公開等を前提とするヒアリング方針を採ったとしても、ヒアリングの結果が自己の意思に反して外部に開示され、責任追及等利用されることをおそれて、関係者がありのままの事実を供述することをちゅうちょすることはもとより、ヒアリングに応じること自体を拒否することも十分に考えられる。そのような場合、将来、国の機関が行う重大事故の調査に支障を来し、ひいては、その原因究明及び再発防止策の策定等という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、上記の場合、当該人物がその居住地域等における嫌がらせや報道関係者等による過度な取材等を受けるなど、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれもある。

したがって、本件対象文書3の存否を答えるだけで、法第5条第5号及び同条第6号柱書き所定の不開示情報を開示することとなるため、その存否を明らかにすることはできないし、仮に本件対象文書3が存在するとしても、当該文書は、法第5条第5号及び同条第6号柱書き所定の不開示情報に該当するため、法第8条の規定により、本件対象文書3に対する開示請求を拒否する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。